

答 申 書

平成 18 年 2 月 10 日

丸亀市長 新 井 哲 二 様

丸亀市行政改革推進委員会
会 長 酒 井 明 世

丸亀市行政改革大綱及び丸亀市行財政改革推進計画の策定について（答申）

平成 17 年 8 月 30 日付け 17 企企第 226 号で丸亀市長から諮問のあった丸亀市行政改革大綱及び丸亀市行財政改革推進計画については、当委員会で 6 回にわたり慎重な協議を行った結果、次のとおり答申します。

記

丸亀市は、平成 17 年 3 月 22 日に、旧丸亀市・綾歌町・飯山町の 1 市 2 町が合併し、新たな丸亀市としてスタートを切りましたが、新市の財政は、丸亀市中期財政計画にも示されているように、危機的な状況になっています。

このような中、地方分権や少子高齢化などの行政的課題をはじめ、多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、行財政改革の断行により財政を再建し、新市のまちづくりの基盤を確立していくことが急務と考えます。

このため、市は、真に市民の負託に応えることができる自立した自治体を目指し、行財政改革を緊急かつ最重要課題として位置づけ、全職員が一丸となって取り組む必要があり、改革を推進する意欲を持った組織に変わらなければなりません。

諮問された丸亀市行政改革大綱及び丸亀市行財政改革推進計画については、別添のとおり答申します。今後、これらの計画の実行に当たっては、審議の過程において各委員から出された以下の意見について、十分に配慮されることを要望します。また、行財政改革の推進過程においては、適切に進行管理を行うとともに、国・県及び社会経済情勢等の変化に応じて不断の見直しを行うことを望みます。

この答申を受けて策定される計画が、確実に実行され目標が達成されることを切にお願いし、最終的な責任が行政にあることを認識しつつ市民と共に安全・安心のまちづくりに邁進されることを期待して、当委員会からの答申といたします。

1．民間委託等の推進について

民間委託や民営化は、すべての万能薬ではなく、内容によってはサービスや質の低下を招くことがあるので、実施に当たっては費用対効果等について十分に検証し、事業を選択すると共にフォローアップに努めていただきたい。

2．指定管理者制度の活用について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ市民サービスの向上と経費の縮減を図るものであり、官から民への流れの中で活用すべき制度であることは認識している。しかしながら、大都市でこの制度を運用することは競争原理が働き非常に有効である一方、丸亀市のような地方都市で民間の民力・財力を考えた場合、現時点では大幅な移行には疑問があり、民間の市場動向を踏まえ、制度移行による影響も考慮して、市民にとって利益になることを原則に推進されたい。

3．行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織について

市民サービス向上のために、人事配置にこだわらず職員を有効に活用し、能力向上に努められたい。

4．定員管理の適正化について

定員管理については、集中改革プラン期間中の平成 21 年度まで退職者原則不補充としているが、平成 22 年度に予定している職員の採用についても、その時点で財政状況を改めて考慮し、さらに定員管理の適正化に努められたい。ただし、早期退職者数が多数に上り、市民サービスの低下を招く恐れがある場合には、職員補充についても柔軟に対応していただきたい。

5．議会改革の推進について

議員定数については、同規模自治体の削減例に倣い、更なる削減をしていただきたい。また、議員の議会活動に係る経費についても、透明性を高めていただきたい。

6．行財政改革の実施について

(1) これまでの行財政改革の取組は、市民にとって分かりづらい部分があったので、国の指針に示されているとおり、市民にできるだけ分かりやすい形での情報公開に努めていただきたい。

(2) 行財政改革の実施に当たっては、市民活動や市政運営において、短期的な効果のみならず長期的にみても逆効果とならない取組としていただきたい。

(3) 行財政改革により職員を削減し、支出を抑制すれば、一時的にサービスが届かない部分も出てくると思われるので、市民には取組内容及び効果を十分にアピールすると共に、サービスの改善にも努めていただきたい。

(4) 行財政改革の取組にあっても、まちの元気をなくさないこと、元気をつけるこ

とは大切であり、今後は、そういった事業への予算の重点配分等全体の運用の中での強弱のつけ方を考えながら取り組んでいただきたい。

- (5) 今回の行財政改革における財政見込みでは、特に歳入面での市税収入などの見込みが甘いと感じられるが、確実に目標数値を達成するように取り組んでいただきたい。なお、今後の行財政運営に当たっても、全職員が一丸となって、より厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。

7．行財政改革の進行管理について

- (1) 進行管理は、年度ごとでは遅すぎるので、年度途中においても実施していただきたい。
- (2) 進行管理に当たっては、企画課が中心となるが、実際の取組や見直しは各部各課が責任を持って行っていただきたい。

付 記

今後のまちづくりに関する市民と行政の協働のあり方について、前例や慣例にとらわれることなく、より望ましい方向性を探る努力を継続していただきたい。

丸 亀 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会

会 長	酒 井	明 世
副会長	細 川	滋
委 員	秋 山	朋 子
〃	岩 村	浩 二
〃	宇佐美	功
〃	大 西	綏 子
〃	岡 本	恵 子
〃	奥 村	素 一
〃	河 野	忠 生
〃	小 玉	紀
〃	佐 藤	智恵子
〃	高 木	新 仁
〃	橘	節 哉
〃	平 井	靖 士
〃	松 本	濱 一
〃	宮 武	明 美